

**平成18年度
行動計画の評価結果**

**平成19年7月
東北農政局**

平成18年度 東北農政局行動計画の評価結果 目 次

食料自給率の向上	
1 関係者と一体となった食料自給率向上の取組の推進	1
食の安全・安心と食料の安定供給の確保	
1 食の安全と消費者の信頼の確保	
(1) 食品表示の遵守状況の改善	3
(2) リスクコミュニケーションにおける理解度の向上	5
2 食育の推進と国産農産物の消費拡大	
(1) 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている 国民の割合の増加	7
(2) 地方公共団体の食育推進計画の取組支援	9
(3) 米の消費拡大	10
3 地産地消の推進	
(1) 地場産農産物の活用促進	11
農業の持続的な発展	
1 担い手の育成・確保	
品目横断的経営安定対策の円滑な導入	
(1) 認定農業者、特定農業団体等の育成・確保と品目横断的経営 安定対策の円滑な加入推進	12
(2) 新たな人材の育成・確保	14
(3) 女性の参画促進	16
(4) 担い手への農地利用集積の推進	17
2 米政策改革の推進	
(1) 全生産調整方針作成者が地域協議会に参画しうる 体制づくりの推進	18
3 ニーズに的確に対応した農業生産・流通体制の確立	
(1) 実需者ニーズが高く、耐病性に優れた新品種小麦の栽培面積 シェアの拡大	20
(2) 高品質でニーズに応じた大豆生産の推進	21
(3) 野菜産地強化計画策定数の増加	21
(4) 果樹産地構造改革計画策定数の増加	24
(5) 肉用牛生産の振興	25

(6) 自給飼料増産の推進	26
(7) 食品産業と農業の連携強化	28
(8) 農林水産物の輸出の促進	30
4 農業生産の基盤の整備	
(1) 担い手の育成・確保の契機となる農業生産基盤整備の推進	32
5 自然循環機能の維持増進とバイオマス利活用の推進	
(1) 持続的な農業生産方式の推進(エコファーマーの育成)	33
(2) バイオマスタウン構想の策定	34
豊かで住みよい農村の振興	
1 農地・水・環境保全向上対策の取組の円滑な導入	
(1) 農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業の着実な実施	36
(2) 新たな農業生産環境施策確立調査事業の着実な実施	37
2 農村経済の活性化	
(1) 中山間地域等直接支払制度の推進	38
3 都市と農村の共生・対流と多様な主体の参加の促進	
(1) 都市と農山漁村の共生・対流の取組の促進	39
国民参加型農政の推進	
1 地域農政の推進に向けたコミュニケーションの強化	
(1) 食料・農業・農村施策に関する各種意見交換等の実施	40
(2) 食料・農業・農村施策に関する地域情報の積極的な受発信	43

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-1)

<p>推 進 事 項</p>	<p>食料自給率の向上 1 関係者と一体となった食料自給率向上の取組の推進</p>
<p>取組課題・背景</p>	<p>我が国の食料自給率については、「新たな食料・農業・農村基本計画」において、平成27年度に供給熱量ベースで45%、生産額ベースで76%に向上させることを目標とされたところである。 東北においても、米を除いた供給熱量ベースの食料自給率は30%程度にとどまり、生産面だけでなく、流通・加工、消費等の各段階において、自給率向上に向けた取組が求められている。 このため、食育活動の推進、国産(東北産)農産物の消費拡大、需要に応じた農産物の生産振興等の施策を効率的にかつ着実に推進し、東北における食料自給率向上を図っていく必要がある。 また、東北における取組を実効あるものとするため、地方公共団体、農業団体、食品産業事業者、消費者団体、経済団体等の関係者が、食料自給率向上に向けた課題について共通認識を持つとともに、各々の役割に応じた主体的かつ、相互の連携ある取組の推進を図る必要がある。</p>
<p>取 組 内 容</p>	<p>『取組実績』 東北地域食料自給率向上協議会の活動の推進(協議会:6/13仙台市、シンポジウム:3/27仙台市) 関係団体との連携強化に向けた食料自給率向上キャラバン(777回) 各種イベントの開催 ・食・農タウンミーティング(食と農を語る会)(7/24奥州市、8/30鶴岡市、10/18横手市、11/9八戸市、1/31いわき市) ・とうほく食育トーク(6/23仙台市、1/19青森市、1/23仙台市) ・米粉利用拡大セミナー(7/14仙台市) ・東北大豆シンポジウム(8/29米沢市) ・食料産業クラスター形成推進シンポジウム(10/6仙台市) ・東北地域ブランド食品オーデイション(11/29仙台市) ・「売れる東北の米」優良事例発表会(12/8仙台市) ・東北地域食育フォーラム(12/10山形市) ・「My食フォーラム～食事バランスを考える～(1/24盛岡市、2/23山形市) ホームページ等を通じた情報の受発信(随時更新)</p> <p>【食料消費面の取組】 (内容は に記述) 食の安全と消費者の信頼確保 食育の推進と国産農産物の消費拡大 地産地消の推進</p> <p>【農業生産面の取組】 (内容は に記述) 担い手の育成・確保 ニーズに的確に対応した農業生産・流通体制の確立</p>
<p>担 当 部 局</p>	<p>【政策評価担当課:企画調整室】 【政策分野主管課:企画調整室、消費・安全部、生産経営流通部、食糧部】</p>

評 価 結 果	<p>食料自給率の向上について、各種イベント等を通じ地域の多様な関係者（地方公共団体、学校栄養士・生産者・消費者・食品事業者等）との直接対話により、双方向の意思疎通が図られ、併せて、関係者の取り組みに対する機運の醸成が図られた。</p> <p>また、イベントで行ったアンケートでは、国産農産物の消費に関心が高まっているが、価格も選択の重要な要素との意見や地場産の消費拡大のための取り組み（旬の野菜を使った食事を増やす。学校給食に地場産農産物を使う等）を実践することが大切なことなどについて、共通認識が図られた。</p>
----------------	---

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-1-(1))

<p>推進事項</p>	<p>食の安全・安心と食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保 (1) 食品表示の遵守状況の改善</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>食品表示は、消費者が食品を選択する上での重要な判断材料であり、不適正表示事件が多発する中、消費者の関心も非常に高く、販売業者等が適正な表示を行うことが重要となっている。</p> <p>東北地域における「名称」及び「原産地」の不適正表示店舗率については、全国に比べ高い傾向にあり、消費者が食品を選択する上で重要との観点から、「生鮮食品の品質表示実施状況調査」(以下「一般調査」という。)で確認している食品表示状況において、原産地表示等の遵守状況の確実な改善を図る必要がある。</p> <p>また、18年10月から加工食品の20品目群に原料原産地表示が完全義務化されることから、製造業者等に対する啓発が必要である。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【不適正表示店舗率の削減】 (名称) 現状(17年度):31.8ポイント 目標(18年度):27.0ポイント</p> <p>実績(18年度):未確定 達成率:-</p> <p>(原産地) 現状(17年度):35.2ポイント 目標(18年度):29.9ポイント</p> <p>実績(18年度):未確定 達成率:-</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>食品表示に対する消費者の信頼を回復するためには、監視体制の強化、普及啓発の推進等により、表示の不適正店舗の削減を図ることが不可欠である。</p> <p>消費者の信頼を確保するため、不適正表示店舗率について、平成20年度までに「名称」、「原産地」とも、現状値から3割削減することとし、18年度の目標値を50%の到達率として設定した。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>『取組実績』 「一般調査」及び年数回調査対象品目を特定して実施する「特別調査」の実施(イ、ウは緊急調査として実施))</p> <p>ア 一般調査 年間計画件数 3,956件(実績:4,121件)</p> <p>イ 牛肉及び牛肉加工品の原産地等表示の緊急特別調査(一般調査と同時実施)調査店舗 949件</p> <p>ウ 農水産物の表示に関する緊急特別調査(一般調査と同時実施)調査店舗962件</p> <p>エ しいたけの表示に関する特別調査 計画件数 257件(実績:307件)</p> <p>オ 平成18年産米穀の特別調査 計画件数 222件(実績:296件)</p> <p>カ 放射線照射ばれいしょの流通実態調査 計画件数 95件(実績:391件)</p>	

	<p>食品表示 110 番、食品表示ウォッチャーを活用した監視(18年度受付件数 2,723件) 不適正な表示に対する立入検査等の実施及び不正事業者に対する厳正な措置 パンフレットの配付、広報紙の発行等による普及・啓発(随時) 事業者及び消費者からの問い合わせに対する適切な対応(随時) 事業者及び消費者を対象とした食品表示説明会、セミナー及びイベント等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示説明会、セミナー等(実績:287回) ・イベント等(実績:77回) <p>関係行政機関、団体との連携強化 食品表示普及月間(7月)の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示説明会(107回)、意見交換会(18回) ・産直施設等へのリーフレットの配布等(1,466ヶ所) ・表示イベントの開催(18回)等
担 当 部 局	<p>【政策評価担当課:消費生活課】 【政策分野主管課:表示・規格課】</p>
評 価 結 果	<p>上記の取組の結果、「名称」については目標値を達成し、「原産地」については目標値を下回ったものの、概ね、計画どおり削減されている。</p> <p>今後も、引き続き不適正表示店舗率の削減に向け、指導・監視、広報紙等による普及・啓発に努める。</p>

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-1-(2))

<p>推進事項</p>	<p>食の安全・安心と食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保 (2) リスクコミュニケーションにおける理解度の向上</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>食の安全に対する消費者の信頼の確保を図る上で、リスクコミュニケーションは大変重要な位置づけを有するものとされている。 リスクコミュニケーションを効果的に実施するためには、適切な情報の提供、十分な意見交換等を通じて参加者の理解度をさらに高めることに努める必要がある。</p>	
	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>[リスクコミュニケーション参加者のうち説明、資料、意見交換等について理解できたとする人の割合の向上]</p> <p>現状(平成17年度): 最も理解度の低かったリスクコミュニケーションにおける値 71%</p> <p>目標(平成18年度):同 80%</p> <p>実績値:同 72% 達成率: 90% (72/80)</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>東北農政局が行うリスクコミュニケーションの参加者に対するアンケート調査により、理解できたとする人の割合を把握することとする。 平成17年度におけるリスクコミュニケーション全体の理解度は86%であったが、テーマによっては理解度が71%と低いものがあったことから、平成18年度は理解度の底上げを図ることとし、すべてのリスクコミュニケーションについて、理解度を80%以上とすることを目標とした。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>『取組実績』 3省合同のリスクコミュニケーションの実施 ・米国産牛肉輸入問題等に関する意見交換会を実施。 (4/13、5/12、6/1、8/24 仙台市、1/25 福島市) ミニリスクコミュニケーション(食の安全に関する意見交換会)の実施 ・農政局及び各農政事務所等が、農林水産消費技術センター仙台センター、仙台検疫所等、食のリスク管理に係る関係機関及び専門家と連携して、2ヶ月に1回程度実施。 「農薬等のポジティブリスト制度の導入について」 (5/23 盛岡市、7/12 秋田市、7/19 山形市、7/20 青森市、7/27 仙台市、7/28 郡山市)、 「最近の食品表示について」 (7/25 東根市、8/4 岩手県雫石町、8/8 福島市、8/25 青森市、8/29 能代市、9/1 塩竈市) 「牛肉トレーサビリティ制度について」 (11/28 山形市、いわき市、大崎市、11/30 一関市、12/7 八戸市、12/19 秋田県五城目町) 「輸入食品の監視業務について」 (1/16 盛岡市、1/18 会津若松市、1/19 宮城県大河原町、1/29 秋田市) 「遺伝子組換え作物等について」 (2/9 福島県矢吹町、2/16 花巻市、2/21 南陽市、2/22 弘前市、3/20 北秋田市)</p>	

	<p>食の安全・安心推進連絡会議の開催 (12/19、3/13)</p> <p>職員のリスクコミュニケーション技術を向上させるための研修の実施 ・トレーナー研修(5/22～5/26、3名) ・基礎研修(7/18～7/20、18名)</p> <p>講師の派遣 消費者団体、生産者団体等が行う「食の安全・安心」に係る勉強会等に職員を講師として派遣(340件)</p> <p>消費者団体、食品産業事業者との意見交換会の開催 ・消費者団体との意見交換会 (6/27 大崎市、7/13 会津若松市、7/20 湯沢市、9/7 奥州市、10/26 米沢市、11/22 弘前市) ・食品産業事業者との意見交換会 (9/13 秋田市、9/28 福島市、10/11 盛岡市、11/22 青森市、11/30 山形市、1/16 仙台市)</p>
担 当 部 局	<p>【政策評価担当課:消費生活課】 【政策分野主管課:消費生活課・安全管理課】</p>
評 価 結 果	<p>上記のとおり、年間をとおして各種の取組を実施したところであり、食の安全と消費者の信頼の確保を図ることに寄与したものと推察される。</p> <p>ミニリスコミュニケーション(食の安全に関する意見交換会、27回開催)を実績値調査の対象としたが、その調査結果では全体としては概ね理解されているものの、テーマ、開催地により理解度にばらつきがあった。</p> <p>今後とも、受け手が必要とする情報を理解されやすいように工夫するなど、事前の十分な準備を行うこと、コミュニケーション能力の向上のための取組を行うこと等を通じて参加者の理解度の向上に努める。</p>

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-2-(1))

<p>推進事項</p>	<p>食の安全・安心と食料の安定供給の確保 2 食育の推進と国産農産物の消費拡大 (1) 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>健全な食生活を実践するためには、国民一人一人が自分にとって必要な食事の量を把握し、その人に適した食事をとることが必要である。そこで、国民運動としての食育の取組の一環として、より具体的に食事選択場面でのわかりやすい情報提供を行うためのツールとして、昨年度作成された「食事バランスガイド」の普及・啓発を行う必要がある。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加】</p> <p>現状(平成17年度):17.3% 目標(平成18年度):30%</p> <p>実績値:21% 達成率:70% (21/30)</p> <p>現状値は、食生活指針・食育に関する認知度調査報告書((財)食生活情報サービスセンター(H17))を使用しており、「食事バランスガイド」のみを参考にしていない人の割合となっている。</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>「食事バランスガイド」等を普及・啓発するための様々な取組を行うこととし、消費者等に対するアンケート調査結果からその評価を得ることとする。</p> <p>目標値は、食育推進基本計画において「平成22年度までに60%以上とすることを目指す」としていることから、初年度は目標値の半分の30%とした。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>『取組実績』</p> <p>食育推進協議会の開催(2/19) 食育に関するシンポジウムの開催、各種イベント等でのパンフレット等の配布 (6/23 とうほく食育トーク・仙台市、8/6～8 七夕祭り出店、10/14～15 みやぎまるごとフェスティバル・仙台市、11/11 NHK食育健康フェア・二戸市、12/10 東北地域食育フォーラム・仙台市、1/19 とうほく食育トーク・青森市、1/23 とうほく食育トーク・仙台市、2/26 東北地域食育推進ボランティアフォーラム・仙台市) 消費者団体、食品産業事業者との意見交換会の開催 ・消費者団体との意見交換会(6/27 大崎市、7/13 会津若松市、7/20 湯沢市、9/7 奥州市、10/26 米沢市、11/22 弘前市) ・食品産業事業者との意見交換会(9/13 秋田市、9/28 福島市、10/11 盛岡市、11/22 青森市、11/30 山形市、1/16 仙台市) 出張講座の実施(432件)</p>	
<p>担当部局</p>	<p>【政策評価担当課:消費生活課】 【政策分野主管課:消費生活課】</p>	

評 価 結 果	<p>「食事バランスガイド等を参考に食生活を送っている国民の割合」については、各種イベントの開催等を通じ、「食事バランスガイド」等の普及に努めたものの、目標値には達しなかった。</p> <p>今後も引き続き、手法を工夫しながら各種イベント等を活用し、普及促進に努める。</p>
----------------	--

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-2-(2))

<p>推 進 事 項</p>	<p>食の安全・安心と食料の安定供給の確保 2 食育の推進と国産農産物の消費拡大 (2) 地方公共団体の食育推進計画の取組支援</p>
<p>取組課題・背景</p>	<p>食育基本法に基づく食育推進基本計画が平成18年3月31日に策定された。また、食育を国民運動として推進していくために、都道府県及び市町村においても食育推進計画の作成に努めるものとされている。 このため、「東北地域食育推進基本方針」を積極的に活用し、地方公共団体の取組を支援していくこととする。</p>
<p>取 組 内 容</p>	<p>『取組実績』 食育推進のため、東北農政局及び各農政事務所等は、「食育推進協議会」を開催し、地域における食育の啓発普及の方策について意見交換を実施。18年度は、食育推進の具体的な取組として地方公共団体における食育推進会議の設置状況、食育推進計画の策定状況等の情報収集を実施。 農政事務所等は、地方公共団体の食育推進に係る取組を進めるため、地方公共団体の食育担当部局に対し、食育推進会議の設置の働きかけを実施。 管内各県が18年度末までに食育推進計画を策定。</p>
<p>担 当 部 局</p>	<p>【政策評価担当課：消費生活課】 【政策分野主管課：消費生活課】</p>
<p>評 価 結 果</p>	<p>管内の全県が18年度末までに食育推進計画を策定した。 今後は市町村計画の策定をはじめ各々の計画の実現に向けた具体的取組を支援する。</p>

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-2-(3))

<p>推進事項</p>	<p>食の安全・安心と食料の安定供給の確保 2 食育の推進と国産農産物の消費拡大 (3) 米の消費拡大(米粉パンの学校給食への導入拡大)</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>米の粉体利用の推進 米粉の利用拡大に向け、引き続き各関係者と連携し、推進を図る。 特に、米粉パン給食の定着・拡大に向け、原料確保等の環境を整備する。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>[米粉パン学校給食への普及] 現状(17年度): 720校 目標(18年度): 1,200校</p> <p>実績値 : 1,330校 達成率 : 111% (1,330 / 1,200)</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>米粉の利用拡大に向け、引き続き各関係者と連携し、推進を図る。 特に、米粉パン給食の定着・拡大に向け、原料確保等の環境を整備する。 米粉パン学校給食の実施校を17年度比2倍以上に拡大。(目標設定時の実績把握数は511校。)</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>『取組実績』 米粉パン給食の導入 ・各市町村教育委員会等に対し、米粉パン導入の働きかけ及び情報収集を実施した。(135市町村) ・政府備蓄米無償交付制度を利用し、青森県及び宮城県の学校給食会に米粉パン原料を供給した。 ・学校栄養士等関係者に、米粉パンの試食等を行い特性をPRした。 米粉パン給食定着に向けた関係者との協議 ・政府備蓄米無償交付に変わる原料調達方法(19年度)について助言(現物弁済米の活用)を行った。 東北及び各県米粉利用推進協議会との連携 ・米粉利用拡大セミナーにおいて、学校給食に米粉パンをメニュー化した青森県及び宮城県の学校給食会に対して、東北農政局長表彰を行うとともに、取組事例を広く紹介した。(7月14日仙台市) ・米粉料理、米粉パン教室等の開催(12回) 管内の米粉利用状況の把握及び推進方策等の検討 ・米粉製品の情報収集・情報提供 各種イベントにおいて米粉製品の紹介・普及を行った。(約65回) ・局主催「My食フォーラム」(1月24日盛岡市 2月28日山形市)</p>	
<p>担当部局</p>	<p>【政策評価担当課:食糧調整課】 【政策分野主管課:消費流通課】</p>	
<p>評価結果</p>	<p>青森、宮城、秋田県でほぼ全県的な米粉パン供給体制が整うとともに、関係者に対し普及推進を図った結果、実施校が増加した。</p> <p>今後、更なる定着を図るとともに、導入の少ない3県(岩手、山形、福島)に対し、普及に向けた対応を図る。</p>	

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-3-(1))

<p>推進事項</p>	<p>食の安全・安心と食料の安定供給の確保 3 地産地消の推進 (1) 地場産農産物の活用促進</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>東北地域では多様な農産物が生産されていることから、生産者と消費者との交流活動、近年増加している直売所での直接販売や加工、学校給食への食材提供等において積極的に地場産農産物を活用することが、消費者ニーズを的確に捉えた農産物生産を行い、地域内消費の拡大を図る上で重要である。また、食育の観点からは、地場産・国産農産物に対する理解促進が図られる取組ともなり、食料自給率向上への寄与も期待できる。 このため、各地の地産地消が、創意工夫が活かされた活動内容で計画的に取り組み、効果が発揮されるよう、関係機関と連携した支援が必要である。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【地産地消推進計画の策定地区数の増加】</p> <p>現状(17年度):78地区 目標(18年度):98地区 (20地区の増加) 実績値:121地区 達成率:215% (121-78)/(98-78)</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>地産地消の全国的な展開を目的として、平成17年度から各県を通じた地域の実践的な計画(地産地消推進計画)策定を推進している。 平成19年度の目標を116地区(平成18年3月末現在の市町村数232の半数。全国の策定目標数と同水準での目標設定。)とし、計画策定の参画市町村数の増加を、毎年度、概ね20地区と見込む。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>地産地消は、中山間地域の活性化や農業経営の安定化を図る上からも重要な取組であることから、地域の地産地消推進計画の策定・見直し検討や取組団体相互の交流等、具体的な活動の参考となるよう、優良活動事例等を収集し、情報提供等の支援に取り組んだ。 『取組実績』 「東北農政局食料自給率向上推進本部」の活動の一環として、関連情報の収集・発信や関係機関との連携を図り、地域の「地産地消推進計画」策定等を支援した。(随時実施) 広報誌、ホームページ、主催会議等において地域の取組事例を紹介し、関係者への啓発を行うとともに、地域への波及を図った。 (平成18年4月以後、広報誌、事例紹介パンフレット配布等を実施) 優良活動表彰(東北地域の優良活動団体等の募集及び東北農政局長賞授与)を行った。 (平成18年9月募集開始、平成19年3月9日表彰状交付)</p>	
<p>担当部局</p>	<p>【政策評価担当課:農産課】 【政策分野主管課:農産課】</p>	
<p>評価結果</p>	<p>平成18年度は、強い農業づくり交付金整備事業において地産地消推進計画の策定が要件化(クロス・コンプライアンス)されたこと等により、新規策定地区数が目標を上回り、目標が達成された。 なお、引き続き、各県と連携し、策定推進等に努める。</p>	

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-1-(1))

<p>推進事項</p>	<p>農業の持続的な発展</p> <p>1 担い手の育成・確保 - 品目横断的経営安定対策の円滑な導入 -</p> <p>(1) 認定農業者、特定農業団体等の育成・確保と品目横断的経営安定対策の円滑な加入推進</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立に向け、意欲と能力のある担い手の育成・確保に積極的に取り組むとともに、19年産から導入される品目横断的経営安定対策の円滑な加入の取組を推進し、土地利用型農業における認定農業者及び担い手に位置付けられる集落営農組織の大幅な育成・確保を図る必要がある。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【認定農業者の増加】 現状(17年度):37,824 経営体 目標(18年度):44,100 経営体 (6,276 増加) 実績値:45,126 経営体 (7,302 増加)(H19.3月末) 達成率:116 % (7,302/6,276)</p> <p>【特定農業団体等の増加】 品目横断的経営安定対策加入対象となる特定農業法人、特定農業団体及び特定農業団体と同様の要件を満たす組織の増加</p> <p>現状(17年度):数値なし 目標(18年度):1,800 組織</p> <p>実績値:320 組織(中間値) (320組織は4/27現在における中間取りまとめの数値であり、品目横断的経営安定対策の加入実績についてはH19.7月以降確定) 達成率:-</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>各県担い手育成総合支援協議会の「アクションプログラム」(担い手の育成・確保を目的とする年度毎の行動計画)に定められた目標値の合計により設定。</p> <p>麦・大豆作付地の品目横断的経営安定対策加入を面積ベースで100%とするとの考え方に基づき、次の算定式により目標値を設定。</p> <p>(麦・大豆の延べ生産集団数-麦・大豆の両方を作付している生産集団数)×(2005年センサスでの麦・大豆の作付面積)/(生産集団の麦・大豆の作付面積)</p> <p>注:生産集団数、生産集団の麦・大豆の作付面積については、東北農政局調べによる。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>経営改善計画の策定に向けた啓発活動 地域担い手育成総合支援協議会の活動支援 担い手不在地域における営農組織と法人化を推進</p> <p>『取組実績』 「東北地域担い手育成・確保対策等主務課長等拡大連絡会議の開催(平成18年4月20日、平成18年7月12日、平成18年10月13日、平成19年1月12日) 平成18年12月13日、東北地域担い手育成・確保推進シンポジウム開催 品目横断的経営安定対策加入準備室と連携して同対策への加入促進のための指導 農政局・農政事務所と連携して麦・大豆主産地での集落段階における周知活動</p>	

担 当 部 局	<p>【政策評価担当課：農産課】 【政策分野主管課：経営課】</p>
評 価 結 果	<p>担い手の育成・確保の推進については、「東北地域担い手育成・確保対策等主務課長等拡大連絡会議」の定期的開催や品目横断的経営安定対策への加入促進のための地域単位でのキャラバン等、積極的な活動により、認定農業者等担い手が大幅に増加。</p> <p>【認定農業者の増加】 平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月までの 12 ヶ月間で 7,302 の経営体が増加。これは平成 13 年度から 17 年度までの 5 年間の年間平均認定数 1,912 の 3.8 倍で、同期間における全国の増加率 1.8 倍を上回る。</p> <p>【特定農業団体等の増加】 (平成 19 年 7 月以降に確定)</p>

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-1-(2))

<p>推 進 事 項</p>	<p>農業の持続的な発展 1 担い手の育成・確保 - 品目横断的経営安定対策の円滑な導入 - (2) 新たな人材の育成・確保</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>農業・農村の活力を維持していくためには、青年農業者の一定の持続的な農業・農村への参入が不可欠である。 このため、新規就農者の確保と定着に向けた効果的な取組を関係機関と一体となり持続的に展開していく必要がある。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【新規就農者数】 現状(17年度): 722名 目標(18年度): 1,000名</p> <p>実績値: 未確定 (19年8月確定予定)</p> <p>達成率: -</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>平成18年度アクションプログラムの東北6県の認定農業者数を基礎に世代交代周期で除して算出。 H16実績 768名 H17実績 722名 H18実績 平成19年8月確定予定 H18目標 1,000名 AP目標数 世代交代周期 44,102名 / 35年 = 1,260名 $1,260名 * 0.8 = 1,008$ 1,000 (18年度80%、19年度90%、20年度100%で算定)</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>農業農村に関心を抱く青年等が農業農村の現状や新規就農・農業生産法人への就農に当たっての支援策を具体的に把握できるよう、ホームページの充実や各種イベントを展開する。</p> <p>「取組実績」 農政局ホームページを充実し、特に青年新規就農者へ就農支援の情報提供を行う(通年) 東北農村青年会議(11/14～16) 「農業を仕事にしてみませんか」フォーラム(12/14) 全国農業青年交換大会(山形 9/4～6) 平成18年度東北6県就農支援対策業務担当者会議(農政局 5/25) 東北北海道地域農業士研究会(秋田 8/29～30) 農業大学校等での就農実践研修の実施に対する支援(通年) 各種交付金、貸付資金等のPRを通じた支援(通年) 東北6県資金担当者会議(農政局 5/19) 就農支援資金の貸付の促進(通年) 厚生労働省(ハローワーク)等と連携した新規就農支援(通年) ヤングジョイスポットせんだいと連携した「農業をしてみませんか」セミナー(仙台 8/30)</p>	
<p>担 当 部 局</p>	<p>【政策評価担当課: 農産課】 【政策分野主管課: 経営支援課】</p>	

評 価 結 果	
---------	--

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-1-(3))

<p>推 進 事 項</p>	<p>農業の持続的な発展 1 担い手の育成・確保 - 品目横断的経営安定対策の円滑な導入 - (3) 女性の参画促進</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>担い手を育成・確保し、持続的な農業の発展を図るためには、農業就業人口の過半を占め、農業経営や農村社会で重要な役割を果たしている女性を、農業経営者として明確に位置づけ能力を発揮する場を提供していくとともに、女性の能力を生かした加工や販売部門の拡大を図り安定的な農業所得を確保していく必要がある。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【女性認定農業者数】 現状(17年度): 934名 目標(18年度): 1,103名 (169名の増加) 実績値: 未確定 (19年10月確定予定) 達成率: -</p> <p>【女性起業数】 現状(17年度): 2,103件 目標(18年度): 2,203件 (100件の増加) 実績値: 2,204件 達成率: 101% (101/100)</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>平成18年度認定農業者目標値44,100 × 2.5% (近年の女性認定農業者の最高割合である平成17年度の2.5%に設定。)</p> <p>平成21年度末の目標起業件数2,400件(16年度末からの5年間で500件増)。H18.1 現在 2,103件。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>女性を農業経営者として明確に位置づけるため、家族経営協定の締結や女性認定農業者の拡大を促進する。 また、農産物の付加価値を高めるため、直売所や農家レストラン等女性起業の拡大を促進する。 なお、これらの取組に当たっては、東北農政局男女共同参画推進本部の計画に基づき、局横断的に推進する。 『取組実績』 東北地域いきいき女性起業家研究交換会(H18.9.12～13) 東北ブロック女性起業家のネットワーク化について検討 東北の農村における女性登用促進に関する検討会(H19.2.14) 東北地域担い手育成・確保推進シンポジウム(H18.2.13) 管内市町村の男女共同参画推進状況調査及び事例収集(H19.1) HP「東北地域農山漁村男女共同参画ページ」等による情報提供</p>	
<p>担 当 部 局</p>	<p>【政策評価担当課: 農産課】 【政策分野主幹課: 経営支援課】</p>	
<p>評 価 結 果</p>	<p>女性起業活動については、東北農政局男女共同参画推進本部の活動の中で積極的に推進しているところであり、個人経営を中心に増加し、ほぼ目標どおりの結果となった。 今後とも、女性の起業活動に関する取組事例や支援策の紹介、研究交換会等の開催により、女性起業活動の一層の拡大や事業活動のレベルアップを図る。</p>	

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-1-(4))

<p>推進事項</p>	<p>農業の持続的な発展 1 担い手の育成・確保 - 品目横断的経営安定対策の円滑な導入 - (4) 担い手への農地利用集積の推進</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>農業従事者の減少や高齢化が進展する中で、国民に対して将来的に食料を安定的に供給する役割を担う東北農業の持続的な発展を図るためには、農業に主体的に取り組む効率的かつ安定的な農業経営が生産の相当分を担う農業構造を確立することが重要である。 このためには、担い手の育成・確保を図るとともに、担い手への農地利用集積を推進する必要がある。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【利用権設定面積】 現状(17年度): 85千ha 目標(18年度): 88千ha (3,000ha増加) 実績値: 未確定 (19年9月確定予定) 達成率: -</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>利用権設定等促進事業による利用権設定面積を、平成16年度以降年間3千haの増加を目標値として設定する。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>担い手育成支援協議会の活動により、明確化された担い手への農地利用集積を効率的に進めるため、農業委員会等が実施する集落における農地の利用調整活動等の取組を支援する。</p> <p>『取組実績』 農地流動化対策・経営対策担当が連携した現地指導の実施(10回) ホームページ等を活用した情報の提供(随時) 各種補助事業を通じた指導、支援等(随時) 農地流動化担当者会議等による支援施策の周知 (3回、4/19、4/21、9/15) 農業委員会会長・事務局長会議等を通じて支援施策のPR 品目横断的経営安定対策、米政策改革の推進と一体となった地域への取組強化と草の根レベルでの周知徹底</p>	
<p>担当部局</p>	<p>【政策評価担当課: 農産課】 【政策分野主管課: 構造改善課】</p>	
<p>評価結果</p>		

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-2-(1))

<p>推進事項</p>	<p>農業の持続的な発展 2 米政策改革の推進 (1) 全生産調整方針作成者が地域協議会に参画しうる体制づくりの推進</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>米政策改革の下での農業者・農業者団体が主役となる需給調整システムにおいては、「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向け、現在、市町村が主体的に行っている米の数量調整について、生産者が自ら取り組むことを目指し、18年7月に検証検討会及び食糧部会の了承を受け19年度から本システムへの移行が決定。</p> <p>本システムが実効あるものとなるためには、地域協議会が地域水田農業ビジョンの地域実情を把握した上で提供する情報を基に、農業者の中核となっているJA、大規模農業者等の生産調整方針作成者が、生産目標数量の配分を行うことが重要である。</p> <p>しかしながら、現状では地域協議会へ生産調整方針作成者が全て参画しているとは言い難い状況にある。</p> <p>地域協議会へ参画していない生産調整方針作成者に対して、新たな需給調整システムの周知徹底を図り全生産調整方針作成者の地域協議会への参画を目指す。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【生産調整方針作成者の地域協議会への参画割合の向上】</p> <p>目標(平成18年度) : 100%</p> <p>実績値: 513 達成率: 100%</p> <p>(方針作成者数は17年度末488から18年度末で513に増加)</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>生産調整方針作成者(488)のうち地域協議会へ参画している方針作成者は17年度末では419である。</p> <p>18年度末には100%の方針作成者が地域協議会へ参画することを目標とする。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>経営所得安定対策等及び集荷円滑化対策の説明会等、生産調整方針作成者が参加する機会等を活用し、新たな需給調整システムの周知活動を実施した。</p> <p>特に、地域協議会へ参画していない生産調整方針作成者に対しては、直接出向き新たな需給調整システムへの参画の必要性を説明し、地域協議会へ参画を促進した。</p> <p>『取組実績』 説明会等 米政策改革等推進対策等説明会及び会議(18年4月～19年2月) 意見交換 新たな需給調整システム移行に係る意見交換(18年6月～12月) 方針作成者への周知活動 (18年4月～19年2月) 督励活動 地域水田農業協議会体制整備督励活動(18年11月～12月)</p>	

	<p>モデル協議会の活用 モデル地域協議会推進活動(ヒヤリング等)(18年9/11~9/14) パンフレット(虹のパンフ)等を活用した啓発(通年)</p>
担 当 部 局	<p>【政策評価担当課:食糧調整課】 【政策分野主管課:計画課】</p>
評 価 結 果	<p>方針作成者が地域協議会に参画できるよう、地域協議会の構成員となるための規約改正等の手続きが行われ、また、方針作成者が多数で、すべてが地域協議会の構成員として参加することが困難な場合、分科会等を別途設置する等により、地域協議会へ実質的に参画できる体制が整備されたことで、すべて方針作成者の参画が図られた。</p> <p>すべての方針作成者が、地域協議会における地域の需給調整の方針の検討段階から議論に参画していくよう、今後も継続して周知活動を行っていく。</p>

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-3-(1))

<p>推進事項</p>	<p>農業の持続的な発展 3 ニーズに的確に対応した農業生産・流通体制の確立 (1) 実需者ニーズが高く、耐病性に優れた新品種小麦の栽培面積シェアの拡大</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>東北産の小麦は、一般的にタンパク質含量が低く、ロットによりバラツキがあるとされ、生産が不安定で、品質の向上、均一化、安定生産が課題となっている。 従来から定評のあるナンブコムギに加え、麺・パン適性に優れた新品種の普及・拡大により、実需者ニーズに即した生産を図る必要がある。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【小麦栽培面積における新品種栽植率】 現状 平成17年度(18年産): 29.4% (平成18年9月確定) 目標 平成18年度(19年産): 31.4% 実績値: 31.9% 達成率: 102% (31.9 / 31.4)</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>新品種小麦(ネバリゴシ、ゆきちから、ハルイブキ、きぬあずま)の栽培面積比率の増加を2%程度と見込む。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>東北ブロック麦新品種等品質評価協議会を通じ、生産者と実需者による新品種麦の品質評価、品質向上対策、取組方針等について情報交換を実施。</p> <p>『取組実績』 「東北ブロック麦新品種等品質評価協議会」の開催(平成19年3月7日) 各県麦民間流通協議会による新品種導入作付け転換誘導促進活動(平成18年9~10月) みやぎまるごとフェスティバル2006(平成18年10月14日~15日)において東北で作付けされる新品種小麦の生産と加工品の紹介 補助事業等による新品種麦栽培技術実証及び普及促進のための活動支援 麦作地帯においては、品目横断的経営安定対策、米政策改革の推進と一体となった地域への取組強化と草の根レベルでの周知徹底</p>	
<p>担当部局</p>	<p>【政策評価担当課: 農産課】 【政策分野主管課: 農産課】</p>	
<p>評価結果</p>	<p>東北ブロック麦新品種等品質評価協議会、各県麦民間流通協議会等を通じて情報交換を行った結果、実需者の要望が生産サイドに反映され、一定程度新品種への作付け変換が進んだ。 今後も実需者の要望の強い品種の麦作付けの面積拡大のため、東北ブロック麦新品種等品質評価協議会等を通じ情報交換の実施を行う。</p>	

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-3-(2))

<p>推進事項</p>	<p>農業の持続的な発展 3 ニーズに的確に対応した農業生産・流通体制の確立 (2) 高品質でニーズに応じた大豆生産の推進</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>大豆は、管内における主要な水田転作作物のひとつであり、管内での作付面積は年々増加しており、全国に占めるシェアは平成17年産で26%(平成16年産は27%)となっている。大豆の本作化は、水田農業経営の確立を図る上で不可欠であることから、実需者のニーズにあった質的水準の高い大豆の安定生産を行うとともに、地場の加工業者との契約栽培の拡大などにより、実需者と生産者の結びつきを一層強化することが重要。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p>目標値 [上位等級比率の向上] 現状(14～17年産平均):38.2% 目標(平成18年産) :46.0% 実績値:47.3% 達成率:103%(47.3/46.0)</p>	<p>目標値の考え方 管内の過去4カ年平均(14年～17年)の上位等級(1,2等)比率は、38.2%であるが、5年程度の期間で見た場合、気候条件等の自然要因による変動率が上下1割強であることを考慮し、目標値を2割増し(自然要因で1割+生産者等人為的努力で1割)の46%に設定 (「大豆の検査成績」総合食料局食糧部資料に基づき把握)</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>補助事業及び融資により、良品質大豆の安定生産に資する乾燥調製施設等の導入、水田の汎用化、暗渠排水事業等の実施。 「東北地域大豆振興協議会」の開催等を通じて生産者団体等に対し、大豆の単収や品質の向上による安定供給体制の確立が必須かつ緊急の課題であることの啓発を行う。 『取組実績』 補助事業及び融資による良品質大豆の安定生産支援(随時) 東北大豆振興協議会ホームページのコンテンツの充実(随時) 「東北の豆だより」の発行(月1回発行) 東北大豆ピカイチ大賞開催(平成18年6月1日) 東北の主要産地における大豆の内部品質分析事業成績検討会等の開催(平成18年7月12日) 「東北地域の生産者・流通業者・加工業者リスト」の整備及びHPへの掲載(18年産計画及び実績に更新;平成18年7月及び3月) 「東北大豆シンポジウムの」の開催(平成18年8月29日) 大豆の単収・品質向上等に向けた農家・関係機関向けパンフレットの作成・配付(平成18年9月) 販売の大層を担う全農県本部への直接的働きかけ(平成18年10月～平成19年4月まで管内6全農県本部) 優良産地、優良生産組織等の事例集の作成(平成18年10月) 「東北地域大豆振興協議会」の開催(平成19年2月、平成19年3月) 平成18年産大豆の内部品質分析の実施(平成19年3月)</p>	
<p>担当部局</p>	<p>[政策評価担当課:農産課] [政策分野主管課:農産課]</p>	
<p>評価結果</p>	<p>良質大豆生産に対する農家意識の向上による基本技術の徹底および比較的天候に恵まれたことから、目標値を超える103%の達成率となった。</p>	

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-3-(3))

<p>推進事項</p>	<p>農業の持続的な発展 3 ニーズに的確に対応した国内農業生産・流通体制の確立 (3) 野菜産地強化計画策定数の増加</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>国産野菜の産地では、高齢化が進展する等産地基盤の脆弱化が進む一方、加工・業務用野菜を中心として輸入野菜のシェアは増加傾向にあることから、更なる構造改革に取り組む必要がある。 このため、産地の特性や意向を踏まえ、担い手の育成・確保を図り、担い手を中心とした競争力のある生産供給体制の確立を図るため、産地ごとの明確な目標を定めた新たな構造改革計画(産地強化計画)を策定する。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【野菜産地強化計画策定数の増加】 現状(17年):策定済33産地 目標(18年):新規 313産地 (資料:東北農政局調べ)</p> <p>実績値:188産地 達成率:60%(188/313)</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>新たな野菜政策を推進するにあたり管内指定産地・特定産地へ、産地自らが構造改革に取り組む「野菜産地強化計画」の策定を啓発し、策定予定産地を調査したところ、346産地であり、未策定の313産地を目標値として設定する。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>産地構造を改革し、競争力のある産地を構築するため、担い手の育成・確保を明確にした産地に対し生産・流通対策を重点的に講じる等により、「野菜産地強化計画」策定の推進を図った。</p> <p>『取組実績』 「野菜産地強化計画」策定推進のための意向調査を実施(4月20日)。 定期的に「野菜産地強化計画」の策定状況を調査することにより、その進捗状況を確認(6月、9月、10月以降毎月)。 野菜経営安定対策見直しに関する東北ブロック説明会の開催(9月8日) 管内6県野菜関係担当者会議の開催(2月20日) 農政局ホームページを活用した産地強化計画策定の普及啓発(随時更新) 「野菜対策の見直し」パンフレットの作成・配付(9月) 県、全農県本部及び県価格安定法人等を通じた普及啓発(各県別説明会に出席し、新しい制度内容の周知と計画策定の啓発を図った)。 10月5日秋田県、10月11日青森県、10月18日福島県、11月9日岩手県、12月15日山形県、12月21日宮城県</p>	
<p>担当部局</p>	<p>【政策評価担当課:農産課】 【政策分野主管課:園芸特産課】</p>	
<p>評価結果</p>	<p><達成率が90%未満の要因> ・担い手である「安定的・継続的生産者」の確保のため、産地では認定農業者への誘導を図っているため取組に時間を要し、計画の策定まで至らなかった。 ・新しい価格制度への移行と関連し、本省から計画の策定期限が19年7月及び19年12月と示されたことから、策定を先延ばしする産地があった。</p>	

・特定野菜については、新しい価格安定制度の対象とはならなかったことから、メリット感がなく、産地での計画策定の意欲が低下した。

<今後の具体的な対応策>

・19年4月以降、新たに86産地において強化計画が策定された。

(188(H18策定分) + 86(H19.4月以降策定分(6月15日時点))
= 計274(達成率 87%))

・産地強化計画策定の本来意義の浸透及び新たな野菜価格安定制度への円滑な移行を図るため、管内各県、全農県本部及び農協等へのキャラバンを実施(19年5月9日～5月16日)。

・新しい価格制度の重点支援に係る「産地区分表」について、各県を通じて定期的(毎月)に提出を求め、担い手の育成・確保の進捗状況を把握し、策定の推進を促す。

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-3-(4))

<p>推進事項</p>	<p>農業の持続的な発展 3 ニーズに的確に対応した農業生産・流通体制の確立 (4) 果樹産地構造改革計画策定数の増加</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>果樹農業は高齢化の進展、基盤整備や担い手の規模拡大の遅れにより、生産基盤の脆弱化が見られる状況にある。 このため、平成27年度を目標年度とする「果樹農業振興基本方針」において、今後、産地自らが目指すべき姿や担い手を明確化した上で、戦略的な生産・販売により、競争力のある産地を構築するための「果樹産地構造改革計画」を策定することが必要である。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【果樹産地構造改革計画策定数の増加】 現状(17年度): 0産地 目標(18年度): 55産地 (18年4月時点)</p> <p>実績値: 60産地 達成率: 109% (60 / 55)</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>管内各県に、「果樹産地構造改革計画」策定予定産地(計画策定に必要な産地協議会設置予定数)を調査したところ、55産地(18年4月時点)であり、「果樹産地構造改革計画」が未策定の、55産地を目標値として設定する。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>産地構造を改革し、競争力のある産地を構築するため、「果樹産地構造改革計画」の策定の推進を図った。 需給調整対策の推進により、価格の安定を図ることで、生産意欲の確保(かい廃園地の縮小)を図った。</p> <p>『取組実績』 「果樹産地構造改革計画」策定推進のための現地説明会の開催(5月17日福島県、5月30日青森県、7月21日山形県) 定期的に果樹産地構造改革計画の策定状況を調査することにより、その進捗状況を確認(6月、9月、12月、3月)。 平成18年産りんご需給調整対策推進会議の開催(8月10日仙台、3月) 果樹産地構造改革計画策定に係る工程管理のための管内6県等果樹担当者会議の開催(11月21日仙台) 果樹産地構造改革計画の策定推進及び改革計画の実現に向けた取組を支援する果樹経営支援対策事業等の周知を図るための「新たな果樹対策等に関する東北ブロック説明会」の開催(3月5日盛岡) 農政局ホームページを活用した産地計画策定の啓発普及(随時更新)</p>	
<p>担当部局</p>	<p>【政策評価担当課: 農産課】 【政策分野主管課: 園芸特産課】</p>	
<p>評価結果</p>	<p>果樹産地の現状を踏まえ、「果樹産地構造改革計画」策定の必要性についての啓発を継続的に行ったことに加え、改革計画を実現するための支援措置である19年度からの新たな果樹対策を積極的にPRしたこと等から、目標を上回る産地で改革計画が策定された。</p> <p>今後は、未策定産地に対しては、策定を促すため策定事例の紹介等を行うとともに、既策定産地には、新たな果樹対策の活用を促すほか、改革計画に基づく取組の進捗状況を確認(把握)すること等により、果樹産地の構造改革をより一層推進する。</p>	

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-3-(5))

<p>推 進 事 項</p>	<p>農業の持続的な発展 3 ニーズに的確に対応した農業生産・流通体制の確立 (5) 肉用牛生産の振興</p>
<p>取組課題・背景</p>	<p>「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」において各県は、肉用牛飼養頭数の増頭目標を掲げている。 各県が掲げる肉用牛増頭目標の達成のためには、農政局、県、市町村、農業団体等の関係者が一体となり、既存の肉用牛農家、酪農家に加え耕種農家等も対象としたPR活動を幅広く展開し、地域における肉用牛増頭意欲を醸成していく必要がある。 また、地域における具体的な増頭の取組においては、取組の考え方の足がかりとなり、また、取組の効率化に資するものとして、農政局が、肉用牛の増頭に資する放牧、規模拡大、新規参入等の取組を類型化し公表するとともに、これを広く活用していくことが効果的である。</p>
<p>取 組 内 容</p>	<p>農政局内に立ち上げた肉用牛増頭対策推進プロジェクトチームを中心に、各県と連携を図りつつ、次の取組を行った。 『取組実績』 肉用牛増頭に資する取組類型の公表 ・7月14日開催の肉用牛増頭推進会議において、7つの取組類型を県担当者に対し説明。併せてリーフレットを作成し随時配付。 肉用牛増頭意欲を有する地域の把握(アンケート調査の実施) ・7月上旬までに各県から回答を回収・集計。集計結果は各県において現地検討会の対象地選定等に活用。 肉用牛増頭推進会議(県担当者会議)の開催(7/14、3/22 仙台市) ブロック検討会の開催(テーマ別に5回開催) ・家畜繁殖新技術の活用による優良肉用牛増産(10/10 盛岡市) 東北地域農林水産・食品ハイテク研究会生物機能部会セミナーとして開催 ・公共育成牧場の活用による肉用牛増頭(11/6 八戸市) ・キャトルステーションの活用による肉用牛増頭(1/24 登米市) ・耕作放棄地等を活用した放牧の推進(2/7 福島市) ・受精卵移植技術を活用した肉用牛生産拡大(3/15 秋田市) 現地検討会の開催(情報提供、意見交換等の現地検討会を32回開催) 普及・啓発資料を作成し、会議等において随時配付</p>
<p>担 当 部 局</p>	<p>【政策評価担当課:農産課】 【政策分野主管課:畜産課】</p>
<p>評 価 結 果</p>	<p>農政局内に立ち上げた肉用牛増頭対策推進プロジェクトチームを中心に、各県と連携を図りつつ、ブロック検討会の開催、現地検討会の開催等の肉用牛増頭意欲の醸成に向けた活動を実施し、乳用牛を活用した受精卵移植による肉用牛生産の取組(宮城県美里町みやぎの酪農業協同組合)、肉用牛生産振興の核となるキャトルセンターの設立に向けた動き(岩手県二戸市・軽米町、宮城県登米市)等の具体的な取組も現れ始めている。 しかしながら、肉用牛増頭対策推進プロジェクトチームを中心とした活動には自ずと限界があり、更なる取組の進展を促すため、19年度において学識経験者、生産者団体、行政機関等を構成員とした推進体制の構築を検討する。</p>

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-3-(6))

<p>推進事項</p>	<p>農業の持続的な発展 3 ニーズに的確に対応した農業生産・流通体制の確立 (6) 自給飼料増産の推進</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>食料自給率の向上、国土の有効活用、資源循環型畜産の確立等の観点から、自給飼料の増産が重要課題となっている。 自給飼料の増産の可能性があり、都道府県、市町村、JA等による支援等を重点的に行う地域(地区)を「飼料増産重点地区」として設定し、自給飼料の増産を推進する取組が全国的に行われているが、自給飼料増産の取組を「点」から「面」に拡大するため、飼料増産重点地区の取組を充実させる必要がある。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【飼料増産重点地区数】 現状(平成17年度):18か所 目標(平成18年度):24か所 (6か所の増加) 実績値:25か所 達成率:117% (7/6)</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>東北における飼料増産重点地区数は、16年度の15か所から17年度に3か所追加設定され現在18か所となっており、18年度は少なくとも各県1か所の追加設定を目指す。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>「東北地域における平成18年度飼料増産行動計画」(6月6日開催の東北地域飼料増産行動会議において策定)等に基づき、シンポジウムの開催、現地検討会の開催等を行い、既存の飼料増産重点地区における取組の強化及び新規の飼料増産重点地区の掘り起こしを行った。</p> <p>『取組実績』 東北地域飼料増産行動会議の開催(6/6、2/15 仙台市) 飼料用とうもろこしの生産拡大をテーマとした飼料増産シンポジウムの開催(7/27 仙台市) 現地検討会等の開催、実証試験の実施 稲わら関係:県等担当者会議の開催(9/13 仙台市) 放牧関係:現地検討会の開催(6/14 栗原市)、東北農業研究センターとの共催による短期プロジェクト「寒冷地における耕作放棄水田の放牧利用の普及拡大」の実施(3県3か所) 生産性向上関係:草地管理現地検討会の開催(9/7 福島県西郷村、9/26 横手市) 公共牧場関係:事例調査の実施(8/10・11 宮城県大河原町・丸森町、8/22・23 青森県むつ市・六ヶ所村、9/4・5 鹿角市、9/6 岩手県奥州市・平泉町、9/11・12 山形県遊佐町・最上町、9/19・20 福島県いわき市・天栄村) 外部化促進関係:現地検討会の開催(10/2 八幡平市、10/17 青森県東北町) 普及・啓発資料を作成し、会議等において随時配付</p>	
<p>担当部局</p>	<p>【政策評価担当課:農産課】 【政策分野主管課:畜産課】</p>	

評 価 結 果	<p>東北地域における飼料増産運動の推進母体である東北地域飼料増産行動会議の取組等を通じ、飼料増産重点地区数の目標を達成した。</p> <p>19年度においても引き続き、東北地域飼料増産行動会議による取組を基本に、飼料増産重点地区の追加設定による飼料増産運動の推進を目指す。</p> <p>なお、19年度の行動計画については、飼料作物作付面積減少への対応の必要性を見据え、全国飼料増産行動会議(4/19)で決定された飼料増産運動方針を踏まえて検討する。</p>
----------------	--

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-3-(7))

<p>推進事項</p>	<p>農業の持続的な発展 3 ニーズに的確に対応した国内農業生産・流通体制の確立 (7) 食品産業と農業の連携強化</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>国民のニーズに対応した食料の安定供給を確保し、食料自給率の向上に資するためにも食品産業及び農業の両者がそれぞれ課題を克服し国内農産物の利用を推進していくことが重要である。 そのためには、食品産業と農業の連携強化を進めて、ニーズに対応した食品に関する研究開発等を行い新商品の開発や販路拡大等により、国産農産物の利用を推進していくことが必要である。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>〔国内農業者等との契約による原料調達を行っている食品産業の割合向上〕</p> <p>現状(17年度): 58 % 目標(18年度): 60 % (資料: 総合食料局によるアンケート調査)</p> <p>実績値: 40 % 達成率: 67 % (40 / 60)</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>食品産業の経営体質の強化、農業との連携強化を表す指標として、国内農業者等と契約による原料調達を行っている食品製造業の割合を使用する。 平成17年度の調査(食品産業協議会員アンケート)における契約調達を行っている事業者は58%となっている。 平成18年度目標値は現状以上の60%とした。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>地域の食品産業と農業の連携及び地域農水産物を利用した製品の開発・普及を推進し、各団体への啓発を強化した。 各県の食品産業協議会及び食料産業クラスター協議会を通じて行う補助事業「地域食料産業クラスター形成促進事業」で食品産業と農業の連携による、国産農水産物を活用した新製品開発等の取組み支援を行った。 東北地域食料産業クラスター連絡協議会が18年3月に各県のクラスター協議会を支援するため設立。本年は、イベント等を開催し、食品産業と農業の連携、地域ブランド食品の普及を推進した。</p> <p>『取組実績』 シンポジウム等の開催 ・東北地域食農連携交流セミナー(仙台市 7/26) ・食料産業クラスター形成推進シンポジウム(仙台市 10/6) 諸会議を通じて関係者への啓発 ・宮城県食品工業協議会総会ほか6件 国産原料材料調達円滑化支援セミナーの開催(仙台市 2/13) 平成19年度食料産業クラスター展開事業説明会(局)の開催(1/30) 知的財産セミナーの開催(青森市2/13、福島市2/21) 地域ブランド食品オーディションの開催(11/29)</p>	
<p>担当部局</p>	<p>〔政策評価担当課: 農産課〕 〔政策分野主管課: 食品課〕</p>	

<p>評 価 結 果</p>	<p>国内農業者等との契約による原料調達を行っている食品産業の割合については、総合食料局のアンケート調査によると、17年度は58%となり、18年度の目標値を60%と設定したが、40%の実績値となった。</p> <p>これは、上記調査の対象事業所が定点調査ではなく、17年度は46事業所のところ、18年度は116事業所と約2.5倍と大幅に調査対象事業所数を拡大したことが主な要因の一つと考えられる。全国においても対象事業所数が17年度は319事業所のところ、18年度は698事業所とした結果、56%から42%に縮小した。</p> <p>平成18年度をもって東北管内6県全てにおいて、クラスター協議会が設立され、クラスター事業を推進する体制が整ったところである。</p> <p>さらに、岩手県、宮城県及び山形県の各食品産業協議会は、食料産業クラスター推進事業(補助事業)の活用により、サンマご飯の素、めかじきカマの味噌漬け焼き、すももジャム等新商品開発を行ったところであり、今後もクラスター事業の推進により国産原料の調達を図っていく。</p>
-----------------------	---

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-3-(8))

<p>推進事項</p>	<p>農業の持続的な発展 3 ニーズに的確に対応した農業生産・流通体制の確立 (8) 農林水産物の輸出の促進</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>農林水産物・食品の輸出額を平成17年から5年間で倍増するという輸出拡大目標の達成に向けて、海外での普及、販路創出・拡大への支援や輸出環境整備等を行っていくことが重要。このため、海外でのPR、展示・商談会を通じた販路創出・拡大等の支援が必要。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【東北の地方自治体、生産者団体等による輸出促進の取組数】 現状(平成17年度):22件 目標(平成18年度):25件 (10%以上の増加)</p> <p>実績値:25件 達成率:100% (25/25)</p> <p>【商談の成約件数】(サブ目標) 現状(平成17年度):100件 目標(平成18年度):110件</p> <p>実績値:100件 達成率:91% (100/110)</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>県等の独自の取組に加え、輸出倍増に向けた事業(補助事業や展示商談会等への出展・出品の事業)の積極的な活用を図ることにより、17年度以上の取組が行われるよう支援することとし、現状の1割程度の増加を目標値とする。 なお、商談成約件数により、取組の成果を把握する。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>アンケート調査結果に基づき、輸出拡大が見込まれる輸出相手国、輸出品目に関するシンポジウムやセミナーを開催し、輸出関連情報を提供・共有化するとともに、輸出倍増に向けた事業(補助事業や展示商談会等への出展・出品の事業)を積極的に活用した、各県、生産者団体等が取り組む輸出促進活動の効率的な実施を支援する。</p> <p>『取組実績』 東北地域農林水産物等輸出促進協議会総会及び幹事会の開催(6月9日、3月14日) 東北地域農林水産物等輸出促進協議会東北農政局共催の輸出促進セミナー、シンポジウムの開催(9月27日、12月12日) ホームページの掲載情報の充実、メ・ルマガジンの配信による情報の共有化の促進(随時、毎月) 東北在住の留学生を対象にした「東北産農林水産物等の輸出促進に関するアンケート調査」の実施(1月) 東北地域輸出促進協議会構成員を対象にした「農林水産物等輸出に関する課題についてのアンケート調査」(2月)</p>	
<p>担当部局</p>	<p>【政策評価担当課:農産課】 【政策分野主管課:農産課】</p>	

評 価 結 果	<p>東北地域農林水産物等輸出促進協議会の活動を通じて、輸出意欲のある農林水産業事業者・団体・企業等を対象とした普及啓発活動などの取組を行うことにより、輸出促進の目標件数となった。</p> <p>商談契約件数は、19年3月末現在、100件で、輸出促進の目標件数を下回った。</p> <p>しかし、受け皿となる相手業者との契約を慎重に進めているため、交渉中のものが62件あり、これを含めると達成率は147%となる。</p> <p>今後、東北地域農林水産物等輸出促進協議会として、「東北地域農林水産物等輸出促進戦略」を策定し、関係者の連携を強化して、輸出品目・輸出先国の拡大、輸出にかかる課題への対応等を図り、輸出を促進する。</p>
----------------	---

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-4-(1))

<p>推進事項</p>	<p>農業の持続的な発展 4 農業生産の基盤の整備 (1) 担い手の育成・確保の契機となる農業生産基盤整備の推進</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>「新たな食料・農業・農村基本計画」において「担い手の育成・確保の契機となる農業生産基盤整備の推進」が政策課題となっている。また、品目横断的経営安定対策の導入により、担い手の育成・確保が更に重要となる。このため、地域農業の担い手育成の契機となる水田の大区画化・汎用化等の基盤整備を計画的に行うこととする。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>[水田汎用化等の農地整備面積の増加] 現状(平成17年度まで):406千ha 目標(平成18年度)年間整備面積:3,000ha 実績値:2,963ha 達成率:98.7%(2,963/3,000)</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>17年度の整備実績等をもとに設定。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>『取組事項(実績)』 事業主体の実情等を踏まえた年間整備計画の作成及び技術情報等の提供 ・基盤整備関係担当者会議を実施した(5/16・17、7/21)。</p> <p>年間整備計画に対し、進捗の遅れている地区に対しては、課題の把握を行うとともに、対処方針を検討し指導 ・各県と個別に事業の進捗状況等の打合せを行った(7/26、8/1、8/4、8/22、12/18、12/21)。</p>	
<p>担当部局</p>	<p>[政策評価担当課:設計課] [政策分野主管課:農地整備課]</p>	
<p>備考 (評価結果)</p>	<p>担い手を中心とした効率的な農業生産を行うためには、良好な営農条件を備えた農地の確保が重要である。</p> <p>このため、管内各県の実情等を踏まえ、引き続き、担い手育成の契機となる水田の大区画化、汎用化等の農地整備の計画的な推進を図る。</p>	

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-5-(1))

<p>推進事項</p>	<p>農業の持続的な発展 5 自然循環機能の維持増進とバイオマスの利活用の促進 (1) 持続的な農業生産方式の推進(エコファーマーの育成)</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>地球環境の保全が大きな課題となっている中で、農業生産においても環境と調和した持続的な農業を実践することが強く求められている。 このため、環境に配慮した農業を実践するエコファーマー等の育成が進められており、その取り組みを強化する必要がある。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【エコファーマーの増加】 現状(17年度末)30,642農家 目標(18年度末)37,000農家 (6,358増加) 実績値:44,334農家(暫定値) (13,692増加) 達成率:215% (13,692/6,358)</p> <p>(参考:全国(18年度末)未確定、19年5月未確定予定)</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>東北のエコファーマー数は、18年3月末で30,642件であるが、エコファーマーの近年の増加件数(過去5年平均)6,000件/年の増加を見込み、37,000農家を目標に設定。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>環境保全型農業に取組み、農産物の高付加価値等を図っている成功事例等により、環境保全型農業の必要性、有益性について農家等に広く普及啓発する。</p> <p>『取組実績』 農地・水・環境保全向上対策(営農活動支援)の周知徹底と併せたエコファーマー申請の促進(8月以降) 環境保全型農業についてのシンポジウムの開催(19年3月13日) 環境保全型農業に取組み、農産物の高付加価値化等を図っている成功事例を対象にコンクールを実施(12月8日)</p>	
<p>担当部局</p>	<p>【政策評価担当課:農産課】 【政策分野主管課:農産課】</p>	
<p>評価結果</p>	<p>食の安全・安心に対する関心の高まりや、有機農産物等の高付加価値農産物に対する販売意識が向上し、環境に配慮した農業を実践するエコファーマーの育成が図られ、環境保全型農業の取組がますます促進されるものと推察する。 今後も引き続き取組の強化を図り、環境にやさしい持続的な農業生産の実践を実施する。</p>	

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-5-(2))

<p>推進事項</p>	<p>農業の持続的な発展 5 自然循環機能の維持増進とバイオマスの利活用の促進 (2) バイオマスタウン構想の策定</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>新たなバイオマス・ニッポン総合戦略では、地域資源有効利活用の観点から、2010年(H22)を目処にバイオマスを一定割合以上利活用する市町村(バイオマスタウン)数を全国で300程度構築することとしている。 また、農林水産環境政策の基本方針においても、バイオマス利活用を計画的に推進していくとされており、バイオマスの利活用を通じて農業の自然循環機能の維持・増進や農村の振興を図るため、関係者の理解を醸成しつつ、バイオマス利活用計画策定等の取組を促進することが重要である。 このため、地域で発生・排出されるバイオマス資源の総合的な利活用システムの構築やバイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組について支援を行う必要がある。東北では特に、木質等の未利用バイオマスからエネルギー・製品への利用や輸送用燃料へのバイオマス由来燃料利用を促進する必要がある。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【バイオマスタウン構想策定市町村数】 2010年目標(管内):37市町村 現状(17年度):12市町村 目標(18年度):19市町村 (7市町村の増加) 実績値:18市町村 (6市町村の増加) 達成率:86%(6/7)</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>[全国の構想策定市町村の割合] ・構想策定市町村数/全国市町村数 =300/1821=16% ・東北の市町村数/東北の全国に対する割合=232*16% =37市町村 ・19~22年度4年間の構想策定目標数=37-12(策定済み)=25市町村 ・年間構想策定目標数 =25*1/4(残年数)=7市町村</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>『取組実績』 「バイオマスの環づくり交付金」により、バイオマスタウン構想策定及び実現を支援(通年) 管内各県バイオマス担当者会議等を開催(1回) 東北管内関係省庁出先機関及び都道府県等東北地域バイオマス利活用推進連絡会議を開催(5月、2月) 連絡会議によるバイオマスシンポジウムを開催し、バイオマス利活用の普及啓発や意見交換を実施(1月) バイオマス利活用優良事例を公募し、表彰状の授与、事例発表並びに意見交換会を実施(3月) バイオマスタウンの普及啓発キャラバンを実施(8月) バイオマス利活用相談窓口設置(6月)、事業活用手引き掲載(7月)、地域住民向けパンフレット配布(7月)、優良事例集配布(10月)によりバイオマスタウンの推進を図った。</p>	
<p>担当部局</p>	<p>【政策評価担当課:企画調整室】 【政策分野主管課:企画調整室、農村振興課、地域整備課、畜産課】</p>	

評 価 結 果	バイオマスタウン構想の策定を推進した結果、達成率が86%であった。このことは、個別具体に対する支援の不足が理由と考えられることから、今後は、これまでの支援に加えて、関係機関及び県と連携し、市町村への助言・指導などに力を入れ、バイオマスタウン構想の普及啓発を図る。
----------------	---

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-1-(1))

<p>推進事項</p>	<p>豊かで住みよい農村の振興 1 農地・水・環境保全向上対策の円滑な導入 (1) 農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業の着実な実施</p>
<p>取組課題・背景</p>	<p>農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本である。 しかしながら、こうした資源は、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全・管理が困難となってきた。 このため、農地・水・農村環境の保全向上を図る施策の19年度からの導入に向け、18年度においては、モデル的な支援を通じて施策の実効性を検証する「農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業」を実施する。(東北管内では90地区) また、19年度からの農地・水・環境保全向上対策は、農振農用地面積の過半で実施することを目標としていることから、18年度は地域への浸透を図る必要がある。</p>
<p>取組内容</p>	<p>「農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業」の活動計画書に基づく活動状況の把握と取組の着実な実施 (90地区を対象に活動状況調査を実施(10月中旬まで))</p> <p>上記の調査結果を踏まえ、取組が計画どおり実施できない地区に対しては、課題の把握を行うとともに、対処方針を検討し、指導</p> <p>効率的かつ効果的な取組を促進するため、実験事業実施地区間において課題等についての情報交換を行う「農地・水・環境保全向上対策モデル地区サミット」を実施(6/14)</p> <p>農政局幹部と市町村長等との意見交換を実施(151市町村)</p> <p>農地・水・環境保全向上対策人材育成研修を各県で実施(7/4～7/21)</p>
<p>担当部局</p>	<p>【政策評価担当課:設計課】 【政策分野主管課:地域整備課】</p>
<p>評価結果</p>	<p>「農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業(90地区)」の活動状況の調査・分析(実施面積規模、活動組織の構成、活動予算等)を行うと共に、活動における課題等についての情報交換を行う「農地・水・環境保全向上対策モデル地区サミット(水土里ネット代表者、地域の代表者等103名参加)を開催し、効果的な取り組みを促進した。 また、農政局幹部と管内151市町村長等との意見交換会の実施や、農地・水・環境保全向上対策人材育成研修を6県で開催し、総数758名について研修を実施した。 その結果、H19年3月末時点で農振農用地のある管内228市町村の約8割にあたる177市町村が本対策に取り組む意向を示しており、対策の浸透が図られた。</p>

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-1-(2))

<p>推 進 事 項</p>	<p>豊かで住みよい農村の振興 1 農地・水・環境保全向上対策の円滑な導入 (2) 新たな農業生産環境施策確立調査事業の着実な実施</p>
<p>取組課題・背景</p>	<p>環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国の農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。 このため、地域の環境保全に向けた先進的な営農活動に対する支援を(1)の施策と一体的に19年度から導入するに当たって、交付手続き等のシミュレーション、新たな施策の実施体制の確立に向けたワークショップの実施等を行う「新たな農業生産環境施策確立調査事業」を実施する(東北管内では、6地区)。</p>
<p>取 組 内 容</p>	<p>「新たな農業生産環境施策確立調査事業」調査実施地区における先進的な営農活動に関する合意形成に向けた検討状況を把握するとともに、課題があれば対処方針を検討し、指導 ・調査実施主体である地域協議会担当者会議を開催(8月4日)</p> <p>農地・水・環境保全向上対策(営農活動支援)のパンフレットの作成・配付と行政、関係団体、農政事務所等による周知徹底(8月以降)</p>
<p>担 当 部 局</p>	<p>【政策評価担当課:農産課】 【政策分野主管課:農産課】</p>
<p>評 価 結 果</p>	<p>東北6地区において交付手続きのシミュレーション及び実施体制の確立に向けたワークショップの実施をした。 この調査結果を基に、農地・水・環境保全向上対策の営農活動の取組の要綱及び要領の制定に寄与した。</p>

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-2-(1))

<p>推進事項</p>	<p>豊かで住みよい農村の振興 2 農村経済の活性化 (1) 中山間地域等直接支払制度の推進</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>中山間地域等の振興のための施策を総合的に推進する中で、特に、今後も耕作放棄地の発生を防止し、営農を通じた多面的機能を確保するため、農業生産条件の不利を補正するための施策を、前施策(12年度～16年度)に引き続き実施している(17年度～21年度)。 この現施策は、多面的機能の維持・増進を一層図るため、担い手の育成や集落間の連携の取組みを強化するなど、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組みを促進するとの考えの下で、実施することとしている。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>【協定面積全体に占める「自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組みを行う集落等の協定面積」】</p> <p>現状(17年度):48.5千ha 目標(18年度):50.2千ha</p> <p>実績値:52.8千ha 達成率:105% (52.8 / 50.2)</p> <p style="text-align: center;">実績値は暫定、6月末確定予定。</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>協定面積全体 対象農用地面積の80%以上で協定が締結されることを目標に、68.7千haに設定 前向きな取組を行う協定面積の値に17年度取組割合(73% = 48.5千ha/66.3千ha)を乗じ、目標を50.2千haに設定</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>『取組実績』 制度の周知を図るため、県が市町村担当者等を対象とした研修会に出席し説明を行なった。(2回)</p> <p>取組の促進を図るため、事例集を作成し農政局のホームページに掲載した。</p> <p>体制整備に向けた前向きな取組を図るため、現地推進活動を実施した。(2回)</p>	
<p>担当部局</p>	<p>【政策評価担当課:設計課】 【政策分野主管課:地域整備課】</p>	
<p>評価結果</p>	<p>耕作放棄地の増加防止は、食料の安定供給はもちろんのこと、農山村の豊かな自然環境や美しい景観の維持保全のためにも重要であり、高齢化、担い手不足が深刻な課題であることから、本制度により将来に向かって自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組を更に推進し、多面的機能の維持・増進を図る。</p>	

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-3-(1))

<p>推 進 事 項</p>	<p>豊かで住みよい農村の振興 3 都市と農山漁村の共生・対流と多様な主体の参加の促進 (1) 都市と農山漁村の共生・対流の取組の促進</p>	
<p>取組課題・背景</p>	<p>都市住民に農村で活動する機会や食と農への認識を深める契機を広く提供するとともにこれを通じた農村の振興を図るため、都市と農村の交流活動を促進することが重要である。 このためには、受入側の農山漁村におけるソフト・ハード両面での充実や、都市住民に対する都市と農山漁村の共生・対流に関する普及・啓発活動が必要である。</p>	
<p>目標値と考え方</p>	<p style="text-align: center;">目標値</p> <p>〔農林漁業体験施設等への入込み客数〕 現状(17年度): 4,636千人 目標(18年度): 5,000千人 実績値: 4,493千人 達成率: 90% (4,493/5,000) (資料: 各県観光統計)</p>	<p style="text-align: center;">目標値の考え方</p> <p>各県の観光統計データ等を基に農林漁業体験施設等への入込み客数の変化を検証し、都市と農村の共生・対流を評価するが、近年の都市と農山漁村の交流人口の動向等を考慮して、目標値を定めた。</p>
<p>目標達成のための取組</p>	<p>地域資源を活かしつつ、都市と農山漁村との交流促進を図るため、地域推進体制の整備、魅力ある農村空間の整備等を総合的に支援する。 また、都市農村交流を担う人材の育成確保、情報発信力の充実強化、農山漁村地域の魅力向上のための、地域ぐるみの自発的取組の支援によるグリーン・ツーリズムを推進する。</p> <p>『取組実績』 情報資料を直接国民に手交(8月6～8日) 局メールマガジンで情報発信(7月、8月) 都市と農山漁村の共生・対流連絡協議会主催のフォーラムの開催(2月22日) 局ホームページの充実強化(随時) 農村休暇法に基づく市町村計画の策定等によるグリーン・ツーリズムの推進(28市町村策定)</p>	
<p>担 当 部 局</p>	<p>〔政策評価担当課: 農村振興課〕 〔政策分野主管課: 農村振興課〕</p>	
<p>評 価 結 果</p>	<p>17年度に引き続き積極的に取り組んだが、農林漁業体験施設等への入込み客数の目標には、達しなかった。 このことから、更なる情報発信に加え、連絡協議会によるフォーラムの開催等により、都市住民に対する情報提供を一層図る必要があると考えられる。 引き続き、情報提供の強化と農村側の受入体制整備の推進に務める。</p>	

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-1-(1))

<p>推 進 事 項</p>	<p>国民参加型農政の推進 1 地域農政の推進に向けたコミュニケーションの強化 (1) 食料・農村・農業施策に関する各種意見交換等の実施</p>
<p>取組課題・背景</p>	<p>地域段階での施策の円滑な執行を図るため、地方公共団体や地元関係者等多様な主体への情報の提供及び意見交換の推進を図り、連携強化する必要がある。</p>
<p>取 組 内 容</p>	<p>食・農タウンミーティング(食と農を語る会)の開催 ・農政局長が現地へ赴き、一日農政局を開催。地域の農業者、主婦、消費者、流通業者、NPO法人など多様な方々との意見交換を実施 (7/24 奥州市、8/30 鶴岡市、10/18 横手市、11/29 八戸市、1/31 いわき市)</p> <p>農政局長と地域農業関係者との現地座談会(ひざづめトーク)の実施 ・農政局長が現地へ赴き、地域の生産者、食品事業者、消費者等と少人数で忌憚のない意見交換を実施(19回)</p> <p>農政局職員による現地での政策説明(キャラバン)の実施 ・経営所得安定対策等大綱の取組み状況、WTO農業交渉等時々のトピックスについて、各種会合や現地視察の場を活用し、農政局幹部や農政事務所を中心とした農政局職員が、市町村長や幹部に対し直接説明・意見交換を実施 経営所得安定対策等大綱の説明 (市町村等関係団体への説明:3,813回、集落座談会等意見交換会2,892回(の回数を含む) 東北ブロックWTO説明会(7/19仙台市)</p> <p>農政局幹部と消費者・食品産業団体との懇談会の開催 消費者団体との懇談会 (6/27大崎市、7/13会津若松市、7/20湯沢市、9/7奥州市、11/22青森市、10/26米沢市) 食品産業団体との懇談会 (9/13秋田市、9/28福島市、10/11盛岡市、11/22青森市、11/30山形市)</p> <p>東北地域アグリビジネス創出産学官連携フェアの開催 ・農業分野の産学官の連携により実用化研究を推進するなど研究成果の展示と併せシンポジウムを開催、産官学の連携を強化(12/6 仙台市)</p> <p>情報交流モニター等交流会に農政局幹部が出席し意見交換 ・各種農林水産行政政策に関する理解の増進とモニター相互の情報交換を図るために農政局、各県統計・情報センターでそれぞれ開催 (青森県:7/5 青森市、8/2 十和田市、8/30 弘前市、12/6 青森市、12/14 五所川原市、2/14 八戸市) (岩手県:8/23 盛岡市、11/22 奥州市、11/28 花巻市、2/7 二戸市、2/14 宮古市、2/28 盛岡市) (宮城県:7/25 栗原市、8/29 大河原町、10/19 大崎市、11/17 仙台市 12/15 石巻市、3/1 気仙沼市) (秋田県:6/28 秋田市、7/4 由利本城市、11/24 能代市、11/29 横手市、</p>

	<p>1/24 大仙市、2/8 秋田市) (山形県:7/24 山形市、9/6 村山市、11/9 鶴岡市、12/1 山形市) (福島県:7/5 いわき市、7/14 会津若松市、9/13 郡山市、12/6 福島市、12/8 郡山市、2/7 白河市、2/21 南相馬市)</p> <p>市町村長と農政局長との現地懇談会 ・地域の農政推進上の諸課題について、農政局長と市町村長との現地懇談会を実施(5/15 宮城県大河原町、5/18 五所川原市、5/30 一関市、5/31 南相馬市、6/5 大仙市、6/15 鶴岡市)</p> <p>東北6県農政主務部長会議 ・政策提案事項及び農政局の実施する評価等について、各県と意見交換を実施(3/2 仙台市)</p> <p>農協関係者との意見交換会の実施 ・管内の農業情勢、各県農業協同組合中央会等の主要課題、政策提案について意見交換を実施(.3/2 仙台市)</p> <p>東北地域づくり連絡会議の実施 ・東北の国の出先機関4省5局長が一同に集まり、地域づくりの各種情報や支援事業について意見交換を実施(2/15仙台市)</p> <p>地域づくりに関する意見交換会の実施 ・東北農政局、東北産業経済局、東北地方整備局で構成する「地域づくり連携研究会」でアドバイザーを交え、具体地区の地域づくりについて意見交換を実施(1/23 大崎市)</p>
<p>担 当 部 局</p>	<p>【政策評価担当課:企画調整室】 【政策分野主管課:企画調整室、情報推進課】</p>
<p>評 価 結 果</p>	<p>18年度は食料自給率向上について、地域関係者と意見交換を実施。参加者からは、国産農産物の消費に関心が高まっているが、価格も選択の重要な要素との意見や地場産の消費拡大のための取り組みを実践することが大切なことなどについて、共通認識が図られた。</p> <p>経営所得安定対策等について、地域農業関係者と農政局長の意見交換を実施。品目的経営所得安定対策への加入促進や集落営農への理解を深めた。</p> <p>経営所得安定対策等の取組状況と課題、WTO農業交渉等時々のトピックスについて、各種会合や現地視察の場などを活用し意見交換。農林水産関係施策に対する理解と一定の評価が得られた。</p> <p>食の安全・安心及び食育の取組について説明を行った後、意見交換を実施。参加者からは「食育は文部科学省の管轄と思っていた」「食の安全を子供に伝えたい」等の意見があり、農林水産省の施策について理解が得られた。</p>

東北地域アグリビジネス創出産学官連携フェアを通し、農業・食品産業分野における産学官の連携の促進と強化が図られた。

情報交流モニター等交流会は、生産者モニター、流通加工業者モニター及び消費情報提供協力者が、食料自給率向上に向けたテーマにより意見交換。さらに、局幹部が直接モニター等に施策説明を行うなどの交流会を開催。消費者からは「生産者の苦勞が理解できた」、生産者からは「消費者の意識がわかった、施策が理解出来た」など交流することにより相互の理解が深まった。

当該地域の農業実態や担い手等の将来予測等の分析結果の話題提供。市町村長から農業・農村等の現状、現場実態に即した農林水産行政の方向性やあり方などについて意見交換。効率的な地域農政の推進を図る。

新たな食料・農業・農村基本計画の推進、経営所得安定対策等の取り組み、農林水産省への政策提案に関する情報提供、意見交換。地域農政の円滑な推進を図る。

各機関の連携が図られ、地域づくりの支援体制が充実。また、活動の一環として、週1回、各局の情報をひとつに取りまとめた東北地域づくりニューズレターを管内地方公共団体(205ヶ所)へ配信、今後も地域づくり関連施策情報の提供を通じてその推進を図る。

今回は、「宮城県大崎市の地域づくり」をテーマに、現地調査と関係者との意見交換を実施。大崎市の豊富な資源(人材、生産物、温泉など自然)を活用した地域づくりや中心市街地の再活性化について、活発な討論が行われた。

平成18年度東北農政局行動計画の評価結果(-1-(2))

	<p>国民参加型農政の推進</p> <p>1 地域農政の推進に向けたコミュニケーションの強化</p> <p>(2) 食料・農業・農村施策に関する情報や地域情報の積極的な受発信</p>
取組課題・背景	<p>東北農政局に収集された地域情報を効果的に活用できるよう、地域情報の体系的な蓄積及び活用を推進する。</p>
取組内容	<p>広報誌の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「東北農政だより(土と水と、人間と)」の発行(6回/年、4,500部/回) (農政局の取組内容を紹介する「東北農政だより」を発行、増頁を行い掲載情報の充実を図る。ホームページへの掲載) <p>電子媒体を通じた分かりやすい農政情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農政局ホームページ(目標アクセス件数:300,000件)(実績:278,000件) (農政局の活動内容をわかりやすく伝えるようフォトレポートを掲載) ・東北農政局メールマガジン(目標配信件数:8,000件)(実績5,700件) (市町村、農業団体の他、消費者や生産者に対し電子媒体で農政に関する情報を提供。新たに幹部によるメッセージを毎回掲載。) ・地域づくりニューズレター(1回/週、配信先:205ヶ所) (地域づくりの関係省庁出先機関で構成する地域づくり連絡会議より「地域づくりニューズレター」を配信、農政に関する情報の提供) <p>食料・農業・農村に関する話題等の紹介(ラジオ放送)(随時)</p>
担当部局	<p>[政策評価担当課:企画調整室]</p> <p>[政策分野主管課:企画調整室、情報推進課]</p>
評価結果	<p>広報誌は、読者に分かりやすく、親しみやすい紙面作りを念頭に、重要施策、農政局各部の取組を行政関係者のみならず、生産者、消費者等にも配布、ホームページにも掲載。一般にも閲覧可能となっており、対話型の農林水産行政の推進を図る。</p> <p>ホームページ(HP)は、迅速な情報提供が可能であり、今後ますます重要な情報受発信と位置付けられることから、定期的な更新や随時アップデートすることに努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メールマガジンは、HPに掲載された新着情報、重要施策、イベント情報等を迅速に紹介するため定期的に発行。今後も農政情報の要点をタイムリーに発信することが大切である。 ・地域づくりニューズレターは、地域づくり連絡会議(18年度は東北農政局が幹事)より、新着情報、重要施策、イベント情報等を迅速に紹介するため、各県及び管内市町村へ定期的に発信。地域情報の効果的な活用を図る。 <p>18年度は食育について、ラジオ放送(FM仙台)を通じ、国民各層に情報提供。「食」の安心安全等について、生産現場と消費者のかけ橋的な役割を実践。</p>